

平成 29 年度

財政援助団体等
監査結果報告書

一般社団法人 大牟田医師会
(大牟田医師会事業費補助金)

株式会社 港倶楽部保存会
(大牟田市近代化遺産保存活用基金事業補助金)

大牟田市監査委員

大牟田市議会議長 境 公 司 殿
大牟田市長 中 尾 昌 弘 殿

大牟田市監査委員 中 原 修 作
同 大 野 哲 也

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を行ったので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出する。

- 1 **監査の対象** 一般社団法人 大牟田医師会（以下「大牟田医師会」という。）及び株式会社 港倶楽部保存会（以下「港倶楽部保存会」という。）
- 2 **監査執行期間** 平成29年5月1日（月）から同年5月31日（水）まで
- 3 **監査の範囲** 大牟田医師会が交付を受けた平成27、28年度分の大牟田医師会事業費補助金及び港倶楽部保存会が交付を受けた平成28年度分の大牟田市近代化遺産保存活用基金事業補助金にかかる出納その他の事務

4 監査の方法

監査にあたっては、事業が補助金の目的に適合し、かつ経理事務に誤りがないかについて、関係書類を照合検査するとともに、関係職員からの説明を受け実施した。

なお、当該監査は、監査委員中原修作及び前任監査委員松尾哲也により執行されたものである。

5 監査の結果

おおむね適正に執行されていたが、その一部において個別指摘事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知を求めるものである（地方自治法第199条第12項）。

概要は、次のとおりである。

大牟田医師会

1 財政援助団体（大牟田医師会）の概要

大牟田医師会は「三池郡医師同業組合会」として発足し、大正8年の医師会令発布により「社団法人大牟田市医師会」へと改組され、平成25年4月からは「一般社団法人大牟田医師会」に移行している。

日本医師会及び都道府県医師会並びに郡市区等医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的として、「公衆衛生及び環境衛生の普及啓発、指導及び健康診断に関する事項」、「医療の普及充実にに関する事項」、「医学の振興に関する事項」、「医師の生涯研修に関する事項」等のさまざまな事業を展開している。

2 財政援助の内容

(1) 財政援助の名称（所管課）

大牟田医師会事業費補助金（保健福祉部生活衛生課）

大牟田医師会事業費補助金交付要綱に基づく補助金である。

(2) 財政援助の対象となる経費

大牟田医師会が実施する次の事業に要する経費を対象に、予算の範囲内において定める額

- ・ 医道倫理の高揚及び生涯学習の推進事業
- ・ 健康教育・健康開発事業
- ・ 地域医療推進事業
- ・ 福祉医療事業
- ・ その他市長が適当と認める事業

(3) 支出決算額及び補助金交付額

平成27年度決算

歳出費用計 88,971,943円（地域医療会計）

補助金交付額 6,660,000円

平成28年度決算

経常費用計 73,435,729円（公衆衛生事業）

38,244,222円（健康増進事業）

補助金交付額 6,660,000円

大牟田医師会には、平成27年度は地域医療会計のほか9会計、平成28年度は3会計のもと公衆衛生事業のほか7事業があり、各会計（事業）において決算されている。

大牟田医師会に交付された補助金は、平成27年度は「地域医療会計」に、平成28年度は「公衆衛生事業」にそれぞれ収入され、医師

の役員報酬と旅費に支出されている。

3 個別指摘事項

保健福祉部

(1) 大牟田医師会事業費補助金交付要綱について (生活衛生課)

大牟田医師会事業費補助金交付要綱第2条には、2(2)に掲げる5つの事業に要する経費について補助金を交付すると規定されているが、大牟田医師会から提出されている交付申請書及び実績報告書には交付対象となる経費が明確にされていない。そのため、当該補助金がどの事業のどの経費に充てられたかを確認することはできなかった。

補助金の交付に当たっては、平成27、28年度ともに、5月に交付決定額全額を前金払されている。前金払を行うためには債務金額が確定している必要があるが、補助金交付申請書からは対象となる経費及び額を確認することはできなかった。

また、実績報告が事業終了後2月以内に提出されておらず、要綱に沿った事務処理になっていないものが見受けられた。

大牟田医師会事業費補助金交付要綱に沿った適切な運用となるよう改められたい。

港倶楽部保存会

1 財政援助団体（港倶楽部保存会）の概要

港倶楽部保存会は、三井港倶楽部を所有していた三井鉱山株式会社が経営再建のため閉館を決定したことに伴い、保存を求める地元住民の声の高まりを受け、平成17年に地元経済界が中心となって設立された。同年に三井港倶楽部を購入し、「旧三井港倶楽部」として引き続き結婚式場やレストランとしての経営を行っている。また、同倶楽部は、同年に市の指定有形文化財に指定されている。

なお、港倶楽部保存会については、老朽化が進む建物の修繕費など維持・保存の負担により、同倶楽部を売却し、保存会を解散することを決定されている。

2 財政援助の内容

(1) 財政援助の名称（所管課）

大牟田市近代化遺産保存活用基金事業補助金（企画総務部世界遺産・文化財室）

大牟田市近代化遺産保存活用基金事業補助金交付要綱に基づく補助金である。

(2) 財政援助の対象となる経費

本市に所在する近代化遺産のうち、国、福岡県若しくは本市の指定文化財に指定されている施設等又は国の文化財登録原簿に登録されている施設等の所有者に対し、当該施設等の維持及び補修に要する費用の4分の3以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の補助金を交付する。

なお、当該補助金については、大牟田市近代化遺産保存活用基金条例（平成18年条例第19号）に基づき設置した大牟田市近代化遺産保存活用基金から交付される。

(3) 審査会

交付の決定に当たっては、大牟田市近代化遺産保存活用基金事業補助金審査会の意見を聴かなければならないこととされている。同審査会は、大牟田市文化財保護審議会委員のうちから市長が任命した者並びに企画総務部副参与、世界遺産・文化財室長、産業経済部観光おもてなし課長及び教育委員会事務局総務課長の職にある者で組織されている。

(4) 支出決算額及び補助金交付額

平成28年度決算

旧三井港倶楽部屋根及び庭園等保全事業

・屋根補修工事	3,827,520円
・玄関補修工事	432,000円
・樹木剪定工事	1,306,800円
支出決算額	5,566,320円
補助金交付額	4,170,000円

補助金の経理及び使途について照合検査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。